

4 福 国 連 号 外
令和 4 年 8 月 8 日

各 保 険 医 療 機 関
各 保 険 薬 局 様
各 指 定 訪 問 看 護 事 業 所

福島県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

診療（調剤）報酬請求書等の請求時における注意事項について（お願い）

本会の事業運営につきましては、日ごろより格別の御高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、診療（調剤）報酬請求書等について、電子レセプトの記録並びに紙レセプトの記載誤り等により、返戻となる事例が発生しております。

つきましては、レセプト請求時における注意事項を別添のとおりまとめましたので、御確認の上、適切な請求をお願いいたします。

なお、本会ホームページ（<https://www.fukushima-kokuho.jp>「保険医療機関等・施術所の皆様へ」内）にも本文書を公開しております。

【事務担当】

医科・調剤の請求に関すること：業務審査課	業務第1係	TEL024-523-2804
	業務第2係	TEL024-523-2762
歯科の請求に関すること：業務審査課	歯科係	TEL024-523-2767
訪問看護の請求に関すること：業務管理課	療養費係	TEL024-523-2705

(別添)

診療（調剤）報酬請求書等（レセプト）請求時における注意事項

令和4年8月版

レセプト作成の際は以下の注意事項について御確認の上、請求をお願いいたします。誤りがある場合、レセプト返戻の対象となります。

1. 後期高齢者医療被保険者証更新時の確認について

- (1) **令和4年8月・令和4年10月**に後期高齢者医療被保険者証（以下、「被保険者証」という）の更新があります。

被保険者証の更新に伴い、窓口負担の割合誤りによるレセプト返戻が例年多数ありますことから、被保険者証の「一部負担金の割合」(図1参照)に変更がないか御確認ください。

(図1)

①令和4年8月1日から令和4年9月30日まで

用紙の色は「藤色」です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合

有効期限は
令和4年9月30日までです

医療機関等での窓口負担の割合です

一般的な所得の方	1割負担
現役並み所得者	3割負担

②令和4年10月1日から令和5年7月31日まで

用紙の色は「ピンク色」です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合

有効期限は
令和5年7月31日までです

医療機関等での窓口負担の割合です

一般的な所得の方	1割負担
一定以上の所得の方	2割負担
現役並み所得者	3割負担

※福島県後期高齢者医療広域連合発行の小冊子（令和4年度版）より引用

(2) 「一部負担金の割合」に変更がある場合は、レセプトの「本家区分」及び「特記事項」(図2参照)と合致しているか御確認ください。

なお、令和4年10月診療分からは、一定以上の所得がある方に窓口負担2割が導入されるため、「一部負担金の割合」及び「特記事項」(図2赤枠参照)に変更があります。

(図2)

令和4年9月診療分まで

令和4年10月診療分から
(後期のみ)

一部負担金の割合	本家区分	特記事項	一部負担金の割合	本家区分	特記事項
3割	9 高入7 0 高外7	26 区ア	3割	9 高入7 0 高外7	26 区ア
		31 多ア ^{※1}			31 多ア ^{※1}
		27 区イ 32 多イ ^{※1}			27 区イ 32 多イ ^{※1}
1割	7 高入一 8 高外一	28 区ウ 33 多ウ ^{※1}	2割	7 高入一 8 高外一	41 区カ 43 多カ ^{※2}
		29 区エ 34 多エ ^{※2}			42 区キ 44 多キ ^{※2}
		30 区オ			30 区オ

※1 多数回該当の特記事項：公費 51・54 の入院の場合のみ

※2 " : 公費 38・51・54 の入院の場合のみ

(3) 被保険者証と併せて、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示があった場合は、限度額適用認定証等の適用区分が、被保険者証の「一部負担金の割合」と合致しているか御確認ください。(異なっている場合は保険者への確認が必要です)

2. 公費併用レセプトの一部負担金額等の記載方法について

公費併用レセプトの記載方法に関する問合せが多い事例や、記載誤りによりレセプト返戻となる事例を(別紙)「診療報酬明細書等の請求事例」のとおりまとめましたので御確認ください。

(別紙)「診療報酬明細書等の請求事例」の目次

事例1_国保・公費54・「30区オ」

事例2_国保・公費15・「02長」・特記事項に所得区分の記載なし

事例3_後期・公費28・「02長」・「28区ウ」

事例4_後期・公費28・「02長」・「30区オ」